

第8回

小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

テーマ

自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ)

日時:平成21年2月10日(火)18時30分～ 於:コミュニティセンター 3階会議室

第8回 市民会議のプログラム

- 1．これまでの市民会議のテーマの確認
- 2．前回のおさらい
- 3．本日の市民会議
“自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ)”

1.これまでの市民会議のテーマの確認

- | | | |
|-------|--|----------|
| 第1回 | 小諸市の自治について改めて考えよう | 7/9(水) |
| 第2回 | 市民の幸せのために誰が何をすべきか？
－市民・議会・市長・行政の役割とは－ | 8/12(火) |
| 第3回 | 行政にはこうあってほしい(行政の責務) | 9/10(水) |
| 第4回 | 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務) | 10/8(水) |
| 第5回 | 私たち市民はなにをすべきか?(市民の責務) | 11/12(水) |
| 第6回 | 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか | 12/10(水) |
| 第7回 | 協働とは何か? どうやって進めたらよいだろうか? | 1/14(水) |
| ▶ 第8回 | 自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ) | 2/10(火) |

2. 前回のおさらい

第7回 市民会議

テーマ: 協働とは何か?

どうやって進めたらよいだろうか?

- 参加人数 14人
1班・・・7人
2班・・・7人

第7回 市民会議

テーマ:協働とは何か? どうやって進めたらよいだろうか?

協働する意義

効果的・効率的に公共的な問題が解決される

・協働は手段であって、目的ではない



中長期的には、様々な主体が協働することによって、自治意識が高まる(高く維持される)

・事例「栄村:実践的住民自治」(意思表示だけでなく、行政の執行過程に住民が直接参加する形)
 ・田直し、道直し、下駄ばきヘルパー制度等

協働のパターン

A.行政主導(都合)型の協働

財政縮小・行政効率化

(市民との協働)

- ・夕張市の成人式、行政情報連絡網
- (事業者との協働)
- ・公共施設の指定管理者による運営

きめ細か・専門的なサービスの提供

- ・NPO法人による専門サービス
- ・民生児童委員による地域福祉活動

B.市民主導型の協働

身近な地域課題の解決

(生活上の必要に基づくもの)

- ・子育てサロン・サークルの活動
- ・区、自治会の活動

より快適で潤いのある生活環境づくり

(楽しみながら地域の役に立つ活動)

- ・小布施オープンガーデン
- ・読み聞かせボランティア

検討
テーマ

協働の
意義

協働に
必要な
ルール

協働の 意義

- 協働を「行政 市民」という枠組みで狭く定義しがちだが、「市民 市民」あるいは「市民 事業者」の活動も、協働として広くとらえてよいのではないか。
- 協働というと、市民にとっては行政の経費削減のためという印象を持たれているようだが市民が主体的に働きかけていくことによってより効率的な行政運営ができるということを理解してもらう必要がある

協働を“行政主導型”、“住民主導型”に分ける区切り自体が適当ではないのではないか。

“行政主導型の協働”

財政縮小・行政効率化を主眼とした協働

課題

- ・市民は、行政側からの「押しつけ」や「やらされている感」を感じてしまう。税金を払っているのに、まだ何かやらされるのか、という印象。
- ・行政がすべきことと市民がすべきことの線引きを共に話し合い、その枠組みを明らかにする必要があるのではないか。
- ・協働によって効率的な行政運営が可能になり、市民側にもメリットがあることを啓発していくべきではないか。

自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・行政は、情報公開や啓発活動に努める。
- ・行政は、市民と対話しながら枠組みを明確化し、押しつけにならないように努める。
- ・市民は、不満をためこむのではなく、問題提起をしていくべきである。
- ・市民は、公共への関心を高め、積極的に協働に参加していくべきである。

きめ細か・専門的なサービスの提供を主眼とした協働

課題

- ・NPOやボランティア団体は活動資金の確保に苦勞している
- ・NPOの活用に対して、一般の業者からの反発がある
- ・NPOやボランティア団体が行っている活動をもっと知ってもらうための機会を設ける必要がある
- ・行政と民間の対話によって、より細かなサービスの提供を可能にすることはできないだろうか

自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・行政は、民間（市民・事業者）とのネットワークを強化するべきである
- ・行政は、市民活動への支援を行っていくべきである(資金面・PR等)
- ・市民は、積極的に協働に参加していくべきである

協働に 必要な ルール

“ 市民主導型の協働 ”

協働に
必要な
ルール

身近な地域課題の解決を主眼とした協働課題

< ボランティア・NPO >

- ・活動の場の確保
- ・市民主導とは言っても行政側でもある程度の支援が必要
- ・子育てサークル等も、数年経過したら自立した活動を行っていくべき

< 区・自治会 >

- ・参加者が限られている。
- ・非加入者が増えてきている。
- ・世代交代がうまくいっていないところもある。
- ・現在の情勢に対応し、区の再編が必要になるかもしれない

自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・行政は、活動場所やサポートする人材の提供を積極的に行うべきである。
- ・行政は、地区担当者制度を実施し、区の活動を支援する。
- ・市民は、地域の一員としての自覚を持ち、コミュニティ活動へ積極的に協力・参画するべきである。

より快適で潤いのある生活環境づくりを主眼とした協働課題

課題

- ・ボランティア団体の活動の場が少ない。
- ・ボランティア活動のスタッフが不足している。
- ・ボランティア活動のPRが不足している。

自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・行政は、市民活動への支援を行っていくべきである。(資金面・PR等)
- ・ボランティア団体は、自らも活動のPRを積極的に行い、活躍の場を広げていくべきである。
- ・市民は、積極的に協働に参加していくべきである。

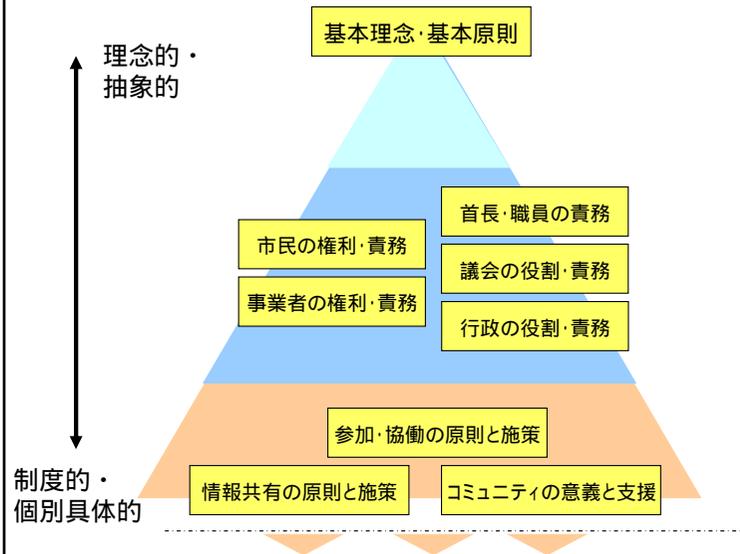
3.本日の市民会議

テーマ：自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ)

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議では、一般的な自治基本条例の範囲について一通り検討を行ってきました。

最終回である第8回会議では、各会の検討内容のまとめを確認し、補足すべき点・強調すべき点、策定後の活用方法などについて意見交換をします。

自治基本条例の範囲(例)



第1回市民会議資料より

第1～7回までの検討テーマ



小諸市の自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

1.小諸市の“自治”について

定義

“自治”とは、自分たちのことを自分たちで処置すること（広辞苑）

【参考】

住民自治：地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念

団体自治：地方の運営はその地方に国とは別の、独立した自治権を持つ地方統治機構（地方公共団体）により行われるべきという概念

小諸市の現状と課題

【背景】社会の成熟化、少子高齢化、地方分権等の時代の流れの中で、自治を見直す必要性が高まっている。

【現状】市民の市政への関心が総じて低下傾向。選挙への無関心、行政任せが拡大している。
自治会活動など地域に密着した活動も、継続している地域、弱体化している地域の差がはっきりしてきた。

【課題】現状では、市民が自治について改めて考える機会や必要性がないため、自治について検討する土台がなく、実のある議論にならない。

今後の展開

- ・自治を機能させるため、必要性について学習したり、検討することで自治の土壌をつくる。
- ・行政は、自治に対する啓発と情報発信につとめ、市民は自ら学習会を開くなどして、自治基本条例をきっかけとして、“自治”についての理解を高めていく。

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

2-1.小諸市の“自治の担い手”について

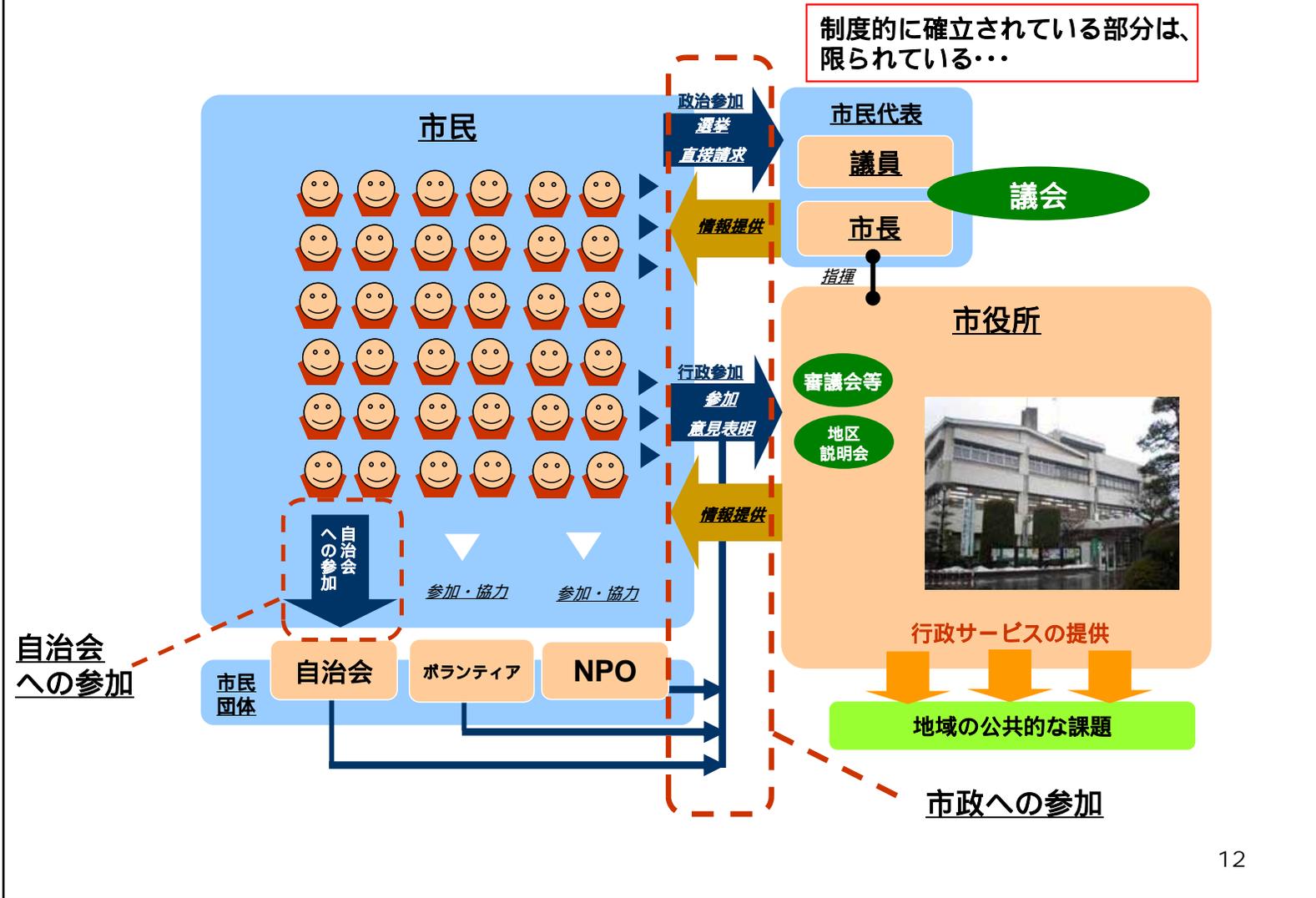
	市 民	自治会(区)	NPO・ボランティア
定義・役割	<p>【市民の定義】 狭義・住民登録している人 広義・住民登録がなくても、小諸市への滞在や接点がある人(通院,通学,通過・観光等)</p> <p>【市民の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分でできることは自分で、家族でできることは家族ですることが基本。 ●地域の一員としての自覚を持ち、市政やコミュニティ活動に協力、参加する。 	<p>【自治会(区)の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般定義・一部地域において共同生活上の必要から、共通の利益の促進のために自発的に組織された住民による任意団体 ●現在、公的な位置づけはない <p>【自治会(区)の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●構成員の共同の利益の促進 ●具体的には、衛生・防災・防犯・親睦など 	<p>【NPO・ボランティアの定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般定義・営利を目的とせず、不特定多数の利益になる公益に資する活動を自発的に行う団体(NPO)。個人(ボランティア) ●NPO法人については、NPO法で位置づけられ、内閣府と都道府県が監督している <p>【NPO・ボランティアの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使命にもとづく活動を行い、公益に資する ●分野は活動目的に対応して様々
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本来、持っている様々な権利と責務への自覚がない。特に責務については自覚されない。 ●市政や地域の公共的な課題に対する当事者意識が低下。 	<p>【未加入者問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民の多様化による未加入、脱退者の増加。それによる求心力の低下。 <p>【担い手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会役員への負担集中 <p>【行政の下請け化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政との連携・対等な協働 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動への参加の機運が高まっているが、活動場所、活動資金、PR力が足りない ●ボランティアの活動がいつまでも行政による支援の状態から自立できない ●行政側の理解が不足しているため、NPOやボランティアが有効活用されていない
解決方向	<ul style="list-style-type: none"> ●市との連携した学習機会づくり ●意識の高いリーダー、グループが牽引 ●自治会やボランティアなどの地域活動への参加を促すことで、必要性を感じてもらう 	<p>【未加入者問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政と連携した加入促進 <p>【担い手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担い手がいない地区への行政の支援 ●区の運営方法の標準化 <p>【行政の下請け化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対等な協働のためのルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO、ボランティアに対する理解の浸透 ●行政がパートナーとして認め、自発性を育みながら、NPOやボランティアの活動を支援する
条例への意見	<ul style="list-style-type: none"> ●市民とは何か？市民の役割とは何か？ということ若くは若い人にも考えてもらえるように、表現や発信を工夫すること。 ●特に、区の活動への参加について強調したい。 ●市民の定義をして、様々な地域の問題が生じた際に、問題の解決に必要な“市民”が参加できるようにしておくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会の位置づけや役割を条例の中に位置づけて欲しい。 ●未加入対策のために、“市民は自治会に入ることが基本”というような内容を入れたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO、ボランティアが市にとって、どのような存在であるかを明確にすること ●行政が、どのような活動に対してどのような支援を行うべきかを示すこと

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

2-2.小諸市の“自治の担い手”について

	議員(議会)	首長	行政
定義・役割	<p>【議員の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議員は、小諸市民の公式な代表として、市政運営に携わる市民 <p>【議員の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意識を市政へ反映する ●首長及び行政が行う施策・事業の効率性・効果のチェック ●市政にとって必要なことを提案し、審議する 	<p>【首長の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●首長は、小諸市民の公式な代表者として、市政運営を総括する市民 <p>【首長の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政の運営全般の指揮 ●公約の実現 ●予算編成、緊急措置等に強い権限 	<p>【行政の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民会議では、特別に定義をしなかったが、多くの場合、行政 = 小諸市役所という前提で検討 <p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民の幸せのために、必要な公共サービスを提供する ●地域と連携して公共課題の解決
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●議員、議会の役割(権能)が知られていない ●議会のチェック機能が甘い、機能していないと感じる市民がいる ●議席数が減っており、多様な視点からの検討が不十分になる恐れがある ●議員報酬が専従するには不十分であり、新しい担い手が立候補しづらい(結果、市民層を代表できない) 	<ul style="list-style-type: none"> ●直近の首長選挙は対抗馬がなく、争点なかった ●マニフェストを活用した現市長の選挙は評価すべき ●マニフェストの検証をする必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政による公共サービスが、市民のニーズに合致していない部分がある ●公共サービスが効率的に行われていない部分がある ●行政と地域とが効果的に連携できていない。役割分担が整理されていない(区、NPO、ボランティアなど)。
解決方向	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い市民の意見を聞くなど、市民とのコミュニケーションを十分に図り、議会とのパイプ役になる ●行政の予算編成や事業運営に無駄がないか厳しくチェックする 	<ul style="list-style-type: none"> ●選挙のときだけでなく、任期中もマニフェストを活用しての政策の実現度の検証をする必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民とのコミュニケーションを活発に行い、適切なサービス提供につとめる ●地域の公共の担い手(区、ボランティア、NPO等)と対話しながら、役割分担を定めていく
条例への意見	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自治意識を高めるうえで住民側の中心的な役割を果たすべき存在であることを強調 	<ul style="list-style-type: none"> ●マニフェスト型選挙の制度化 ●マニフェストによる評価の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の位置づけ、他の主体との関係について、啓発の意味も含め、改めて確認し整理する

まちづくりの主体の関係を把握するための参考資料(“参加”の観点から整理)

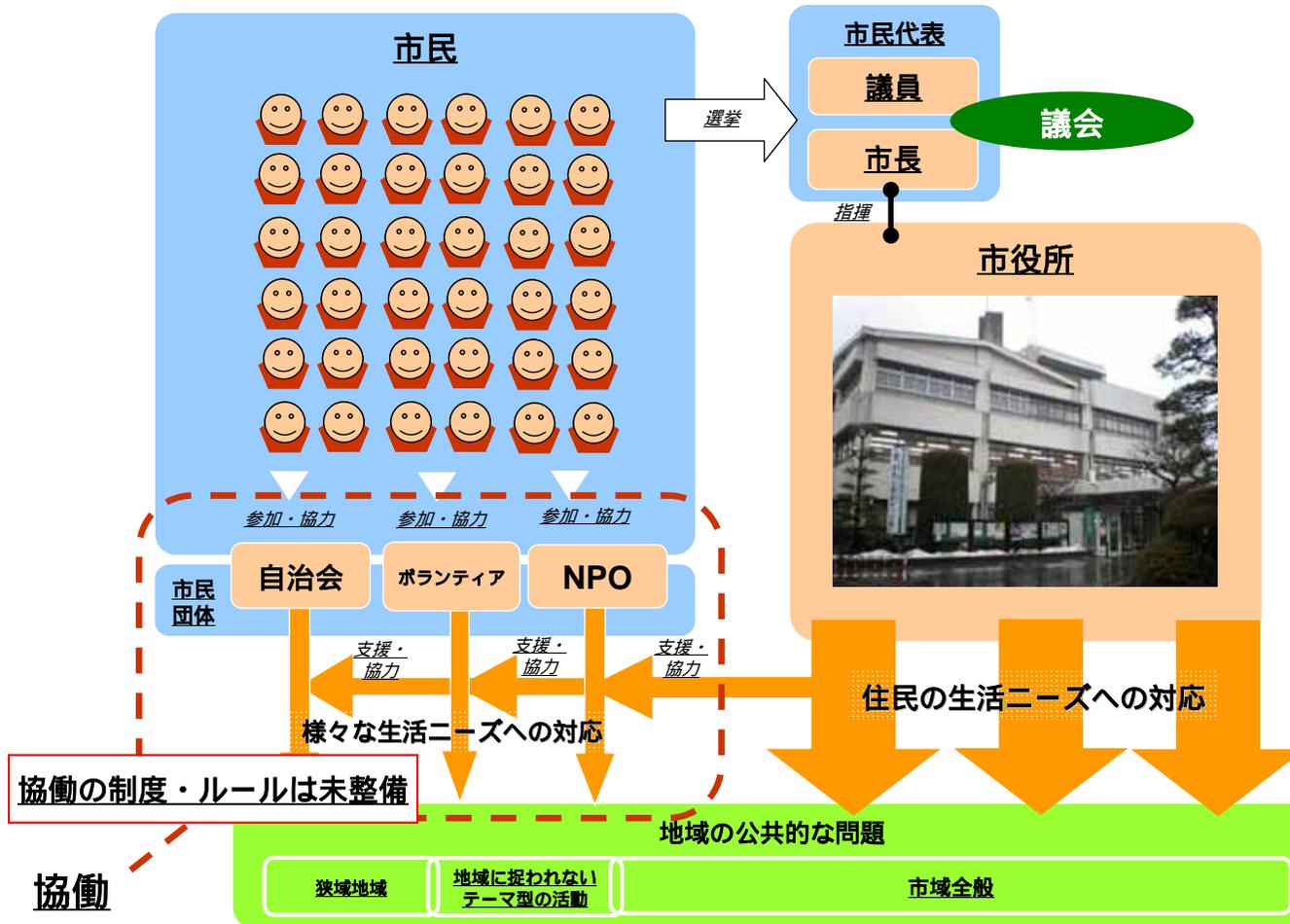


小諸市の自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

3-1.各主体の権利と責務（“参加”の観点から）

主体 \ 対象	市民	自治会	ボランティア・NPO	行政
市民		<ul style="list-style-type: none"> 市民は、その地域に暮らす者として、自治会で行う意思決定に参加するべきである（権利・責務？がある） 		<ul style="list-style-type: none"> 市民は、地域の一員として、行政が行う施策や事業について発言する（権利・責務？）がある 市民は、公共的な課題について検討する会議では、良識を持って望み、発言に責任を持つ責務がある
自治会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会は、域内の住民に対して加入を促す権利がある 自治会は、その活動の意義や活動の成果、それにかかった経費について、構成員に説明する責務がある 			<ul style="list-style-type: none"> 自治会は、行政に対して当該地域の住民の意見を代表する（権利・責務？）がある
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体、NPO等は、市民が活動について知り、協力できるように、活動意義や活動内容等について、情報を公開する責務がある 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体、NPO等は、他の公益活動団体が活動について知り、連携・協力できるように、活動意義や活動内容等について、情報を公開する責務がある 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 行政は、様々な市民が公共的な課題に対する検討ができるように、十分な情報提供を行う必要がある 多様な市民が市政に参加できるように、参加の機会を提供する責務がある 	<ul style="list-style-type: none"> 行政は、自治会を円滑に運営でき、住民の福祉が高まるように、情報提供、意見を求める必要がある 行政は、施策や事業の効果向上、効率化のため、地域に精通した自治会に意見を求めることができる（権利） 	<ul style="list-style-type: none"> 行政は、ボランティア（団体）やNPOが健全に活動し、住民の福祉が高まるように、情報提供し、意見を求める必要がある 行政は、施策や事業の効果向上、効率化のため、専門知識を持ったNPO等に意見を求めることができる（権利） 	

まちづくりの主体の関係を把握するための参考資料(“協働”の観点から整理)



小諸市の自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

3-2.各主体の権利と責務（“協働”の観点から）

主体 \ 対象	市民	自治会	ボランティア・NPO	行政
市民		<ul style="list-style-type: none"> 市民は、その地域に暮らす者として、自治会に対して協力するべき（権利がある？責務がある？） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、ボランティア活動やNPO活動に自発的、積極的に参加し、協力すべき（権利） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、行政が行う事業の効果・効率をあげるために、事業に協力する（権利・責務？）がある
自治会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会は、その取り組みに住民の協力を要請する権利がある 		<ul style="list-style-type: none"> 自治会は、必要に応じて、その取り組みにボランティアやNPOの協力を要請することができる 自治会は、ボランティア団体やNPOの求めに応じて、地域の共通課題の解決に協力するべきである 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会は、当該地域の住民の共通課題の解決のための支援を行政に求めることができる（権利・責務？） 自治会は、行政の要請に応じて、行政事務の効率化に貢献する責務がある
ボランティア・NPO		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体やNPOは、自治会の求めに応じて、地域の共通課題の解決に協力するべきである 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体やNPOは、行政の求めに応じて、地域の共通課題の解決に協力するべきである
行政	<ul style="list-style-type: none"> 行政には、市民の公益活動を支援する責務がある 	<ul style="list-style-type: none"> 行政は、自治会を通して当該地域の課題や状況を把握することができる 行政は、地域の運営を行う自治会を支援する責務がある 	<ul style="list-style-type: none"> 行政には、ボランティア団体やNPO等の公益活動を支援する責務がある 	

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

4. それ以外の意見について

既存の権利・条例等の再確認

- 直接請求権等の国民がすでに有している権利を再確認し、啓発が必要な権利は、条例によって強調していくべき
- 条例等、小諸市ですでに確立しているルールについても同様に、必要に応じて強調していくべき

市民会議のあり方

- 市民会議には、多様な年代、生活様式の市民が参加できるように設定すべき

条例の定着・活用について

- 自治基本条例を実際に制定しただけでは不十分。回覧や広報で示してもあまり効果は期待できない。実際に、様々な場面で引用したり、ルールを行使することを積み重ねていくことで、定着させていくことが重要